

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年大磯町条例第12号)の一部を次のように改正する。

「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第2条中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)」に改める。

第8条中「支給認定の有無」を「教育・保育給付認定の有無」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

(大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正)

第2条 大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成27年大磯町条例第17号)の一部を次のように改正する。

本則中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月2日提出

大磯町長 中 崎 久 雄